

3 解説

前文

- 条例を制定した背景と趣旨を明らかにしています。

上越地域は、日本海と頸城の山々や大地がもたらす四季折々の恵みを受け、細やかな人の心と文化をはぐくみながら、多様な歴史を刻み、栄えてきました。

こうした中、少子化・高齢化の急速な進展や地方分権時代の到来などは、私たちに最も身近な自治体と、そこでの自治の在り方を今一度考えさせる契機となりました。

私たちは、地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を発足させました。

新しい上越市のまちづくりにおいて、私たちは、この地域の人々が築き上げてきた歴史や文化、海・山・大地の恵まれた自然などの多様な地域資源を大切に、「共生」の考え方により人と人、地域と地域が互いに支えあいながら、自らの手でまちをつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、人と郷土を愛する心をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要となります。

私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

用語の解説

【自主自立のまち】

市町村合併の際に策定した新市建設計画におけるまちづくりの基本理念の中で掲げている下記の内容です。

これまで、どちらかと言えば国や県に頼りがちであった市町村も、地方分権の流れの中で「自己決定、自己責任、自己負担」の原則の下、自主自立の運営が必要となっています。私たちが目指すのは、受け身であったり一方的に頼ったりするのではなく、市民が自主的に支え合い、まちや地域として自立していける姿です。そこでは人（個人）が自立し、地域経済が自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。

「新市建設計画」 Ⅲ 新市建設の基本方針
3 まちづくりの基本理念 より

第1章：総則

◆目的（第1条）

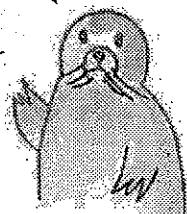
- 条例の内容や目的を明らかにしています。

◆定義（第2条）

- 条例で用いている重要な用語を定義しています。（市、市民、市長等、市民参画、協働）

前文は、わたしたちが、改めて自主自立のまちづくりに取り組む決意のメッセージになっているよ

自治にはいろんな人の力が必要なんだね



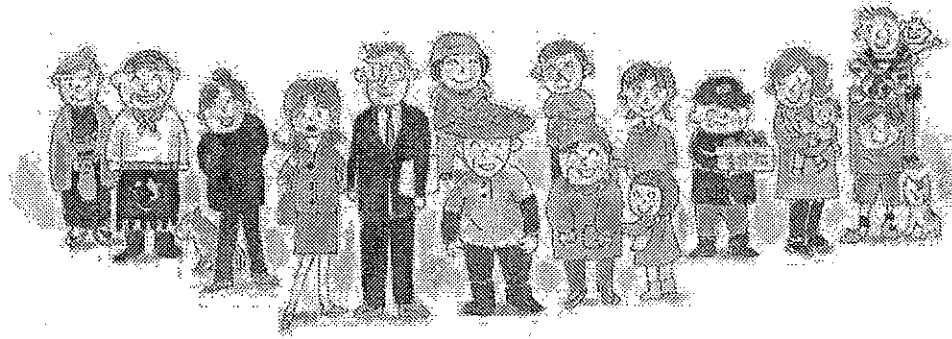
（目的）

第1条 この条例は、市における自治の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 基礎自治体としての上越市をいう。
- (2) 市民 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。
 - ア 市の区域内に居住する個人
 - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
 - エ 市の区域内に存する学校に在学する個人
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。

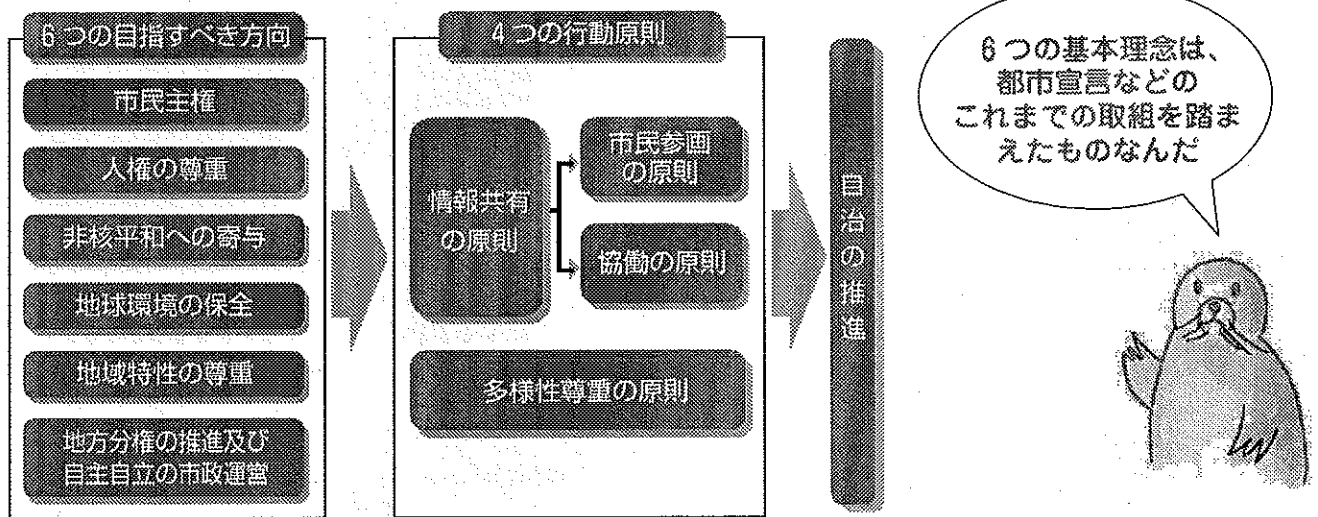


◆自治の基本理念 (第3条)

- ・まちづくりや市政運営を行う上での基本的な考え方を明らかにしています。

◆自治の基本原則 (第4条)

- ・自治を推進していく上で、市民・市議会・市長等が共有することが必要な4つの行動原則を明らかにしています。



(自治の基本理念)

第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。
- (2) 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。
- (3) 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。
- (4) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。
- (5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。
- (6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。

(自治の基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。
- (2) 市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。
- (3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。
- (4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。

用語の解説

【基礎自治体】

基礎的な地方自治体を意味し、住民にとって最も身近な行政主体をいいます。

【信託】

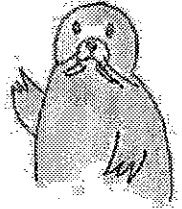
信頼して政治などを任せること。

第2章：市民の権利及び責務

- ◆市民の権利及び責務（第5条、第6条）
- ・自治の担い手としての市民の権利と責務を明らかにしています。

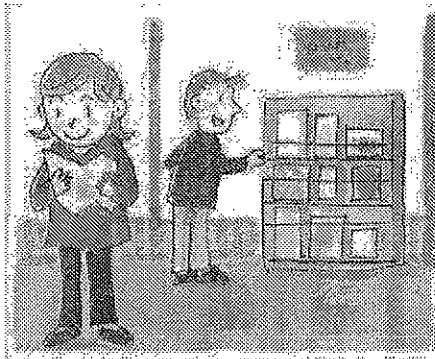
自治の主役は
わたしたち市民だよ

権利と責務は
表裏一体だね



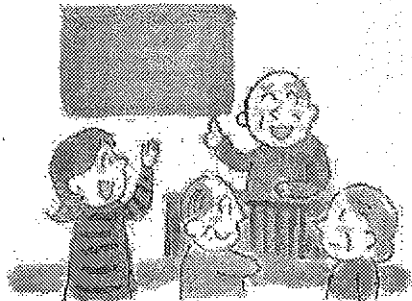
自治を推進する上で大切な3つの権利

市政運営に関する情報を知る権利



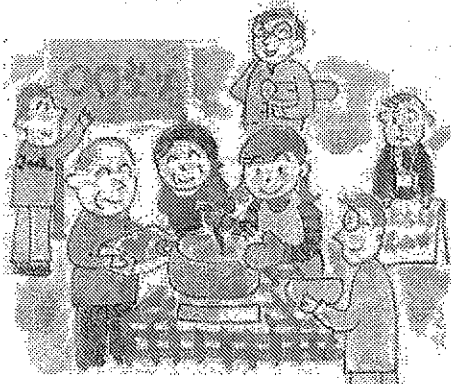
例えば、市政情報コーナーで○○計画を閲覧

市民参画をする権利



例えば、地域活性化を考える会議に参加して議論

協働をする権利



例えば、市民団体と市が協働でイベントを開催

ポイント

地方自治法で定めている 市民の権利

地方自治法では、市民の皆さんが一定のルールの下で、直接市政運営に参加できるように次のような権利を定めています。

- ・市民の代表（市議会議員・市長）を選ぶ権利
- ・市政に対する直接請求権（条例の制定、改正又は廃止、市議会の解散、市議会議員や市長の解職、事務の監査）など

（市民の権利）

第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行使することができる。

2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行使することができる。

- (1) 市政運営に関する情報を知る権利
- (2) 市民参画をする権利
- (3) 協働をする権利

3 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。

（市民の責務）

第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。

2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。

用語の解説

【地方自治法】

地方自治の基本となる法律。地方公共団体の区分・組織・運営などを定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、民主的・能率的な地方行政を確保し、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。昭和22年制定。

第3章：市議会の権限及び責務等

◆市議会の権限及び責務（第7条、第8条）

- ・市の意思を決定する議事機関である市議会の権限と責務を明らかにしています。

◆市議会議員の責務（第9条）

- ・市民の代表である市議会議員一人ひとりが果たすべき責務を明らかにしています。

市議会の機能

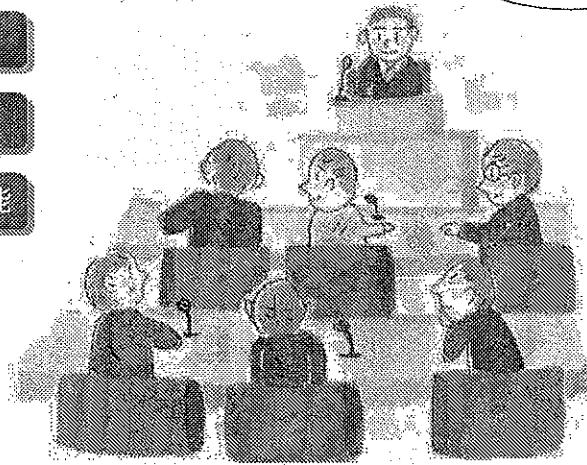
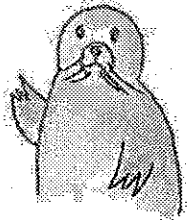
市の意思を決定する機能

市政運営を監視する機能

政策を立案する機能

条例の制定や改廃をする機能

市議会は、市の意思を決定する大切な機関だよ



（市議会の権限）

第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。

（市議会の責務）

第8条 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。

- (1) 市の意思決定機能
 - (2) 市政運営の監視機能
 - (3) 政策立案機能
 - (4) 立法機能
- 2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。
- (1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。
 - (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。
 - (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。
- 3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則（以下「自治の基本原則」という。）にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

（市議会議員の責務）

第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。

- 2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。
- 3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。

- (1) 自らの議会活動
- (2) 市政運営に関する自らの考え

用語の解説

【議事機関】

憲法では、地方公共団体の議会を議事機関と位置付けており、一般的には審議議決機関を意味します。

【立法機能】

条例の制定又は改廃をすることを意味します。憲法では、国会が唯一の立法機関と定められていますが、条例も広い意味では法令に含まれるため、このような用語を使用しています。

第4章：市長等の権限及び責務等

◆市長の権限及び責務（第10条、第11条）

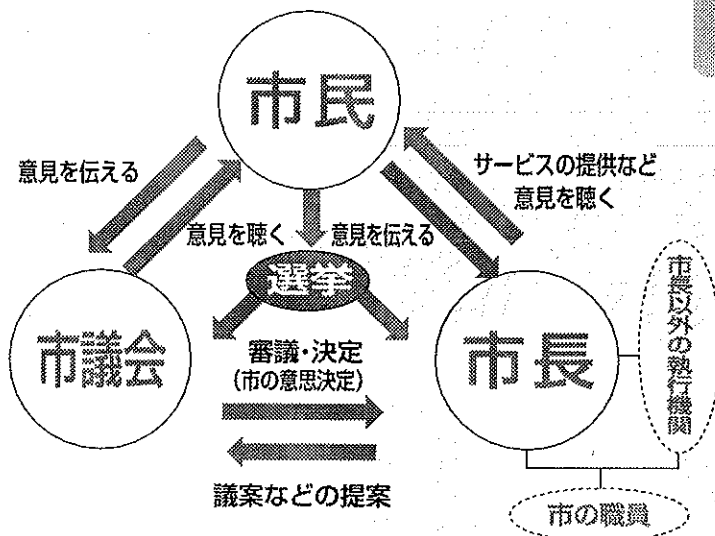
- 市を代表し、市政運営を行う執行機関である市長の権限と責務を明らかにしています。

◆市長以外の執行機関の権限及び責務（第12条、第13条）

- 法令に基づき、市長とは独立して事務を管理・執行することができる市長以外の執行機関の権限と責務を明らかにしています。

この条例での「市長以外の執行機関」とは、教育委員会、運営管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の6機関を指します。

市民・市議会・市長の主な関係



市長は、市の代表だから、その責任をしっかりと定めているよ

みんなのために働く市の職員の責務も改めて定めているよ



（市長の権限）

第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。

- 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。

（市長の責務）

第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。

- 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。
- 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

（市長以外の執行機関の権限）

第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。

（市長以外の執行機関の責務）

第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。

- 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。

（市の職員の責務）

第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

- 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。

用語の解説

【予算の調製】

- 予算案を作成し、市議会に提案できるようにすること。

第5章：市政運営

●市政運営の基本的な進め方

◆市政運営の基本原則（第15条）

- ・市議会と市長等が市政運営を行う上での行動原則を明らかにしています。

◆総合計画（第16条）

- ・市長は、総合計画を策定し計画的な市政運営を行うことを明らかにしています。

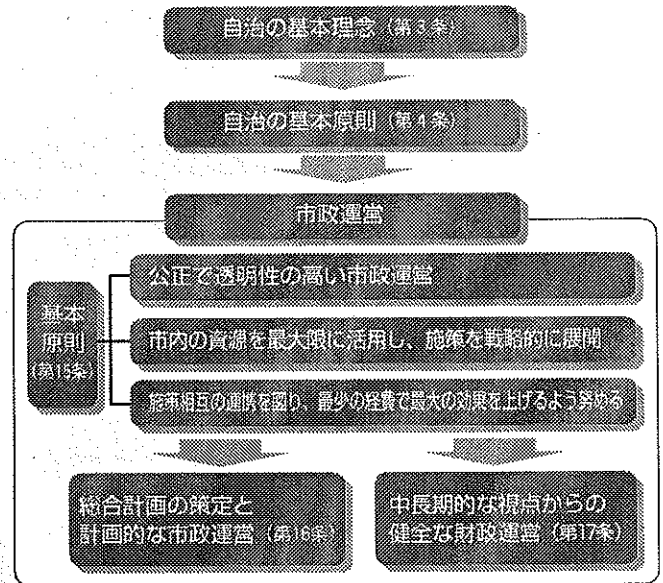
総合計画とは、市の将来像やそれを実現するための政策を定めまちづくりの最上位計画です。現在は、平成19～26年度を計画期間とする第5次総合計画（改定版）に基づいてまちづくりを進めています。

◆財政運営（第17条）

- ・健全で透明性が高い財政運営を行うための基本的な事項と、財政状況に関する情報の公表について明らかにしています。

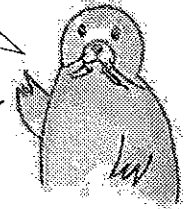
財政状況の公表に関する具体的な事項は、「上越市財政状況の公表に関する条例」で定めています。

この条例に基づく市政運営のイメージ



将来のことも
しっかり考えて、
市政運営を
しないとね

健全な財政運営
は基本だよ



（市政運営の基本原則）

第15条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。

（総合計画）

第16条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとり市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。

（財政運営）

第17条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。

用語の解説

【公共の福祉】

社会一般の利益を表すもので、特定の個人ではなく、市民全体の利益を意味します。

● 市政運営における情報の取扱い

◆ 情報共有及び説明責任 (第18条)

- ・ 市政運営に関する情報共有と説明責任の基本的な姿勢を明らかにしています。

◆ 情報公開 (第19条)

- ・ 公正で開かれた市政運営を実現するため、市議会と市長等が保有する情報の公開原則について定めています。

❗ 具体的な事項は、「上越市情報公開条例」で定めています。

◆ 個人情報保護 (第20条)

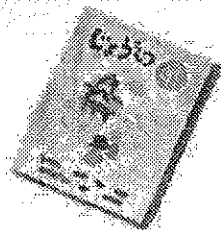
- ・ 市民の基本的な人権である個人の尊厳の確保に密接に関係する個人情報保護に対する市の基本的姿勢を明らかにしています。

❗ 具体的な事項は、「上越市個人情報保護条例」で定めています。

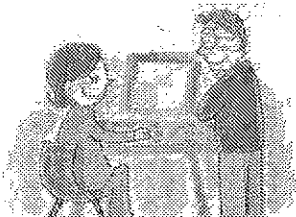
説明会なら、
わからないことも
その場で解決。
ぜひ参加して
みよう！



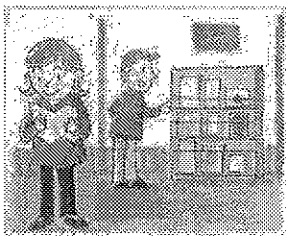
市政運営の情報提供方法はさまざま



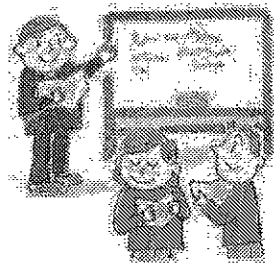
広報じょうえつ



ホームページ



市政情報コーナー

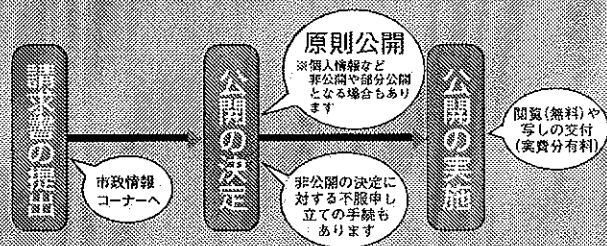


各種説明会

ポイント

市民の皆さんの 「知る権利」を守る情報公開制度

市では、市民の皆さんが市政運営に関する情報について、必要な時に公開の請求ができるように、市役所本庁と各区総合事務所に「市政情報コーナー」を設置し、公文書の目録や、市が発行した各種冊子、パンフレット、参考図書などを備えています。



(情報共有及び説明責任)

第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。

- 2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(情報公開)

第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。

- 2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続等については、別に条例で定める。

(個人情報保護)

第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的な人権である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。

- 2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、別に条例で定める。

●政策形成過程への市民のかかわり

◆審議会等（第21条）

- 審議会や検討委員会等の委員等の選任についての考え方や、それらの会議の公開について明らかにしています。

この条例でいう審議会等とは、市の事務や事業について市民の皆さんの意見や専門的知見等を反映し、公正の確保を図るために設置する審議会、委員会、市民会議等のことです。会議の公開に関する具体的な事項は、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」で定めています。

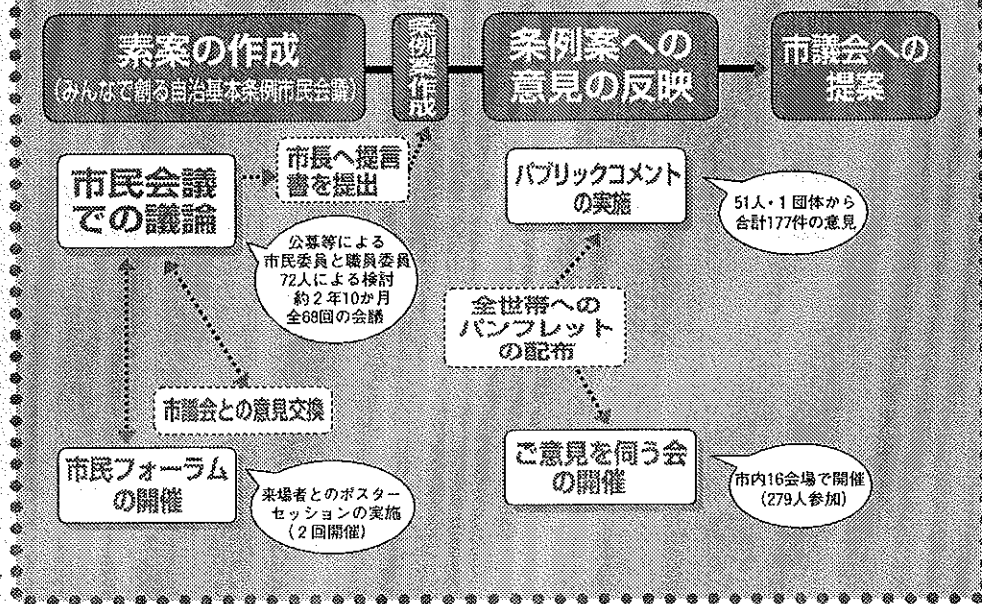
◆パブリックコメント（第22条）

- 市政運営に関する情報共有や市民参画の促進を図る制度の一つであるパブリックコメントについて明らかにしています。

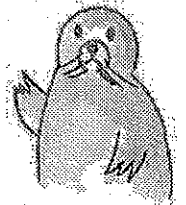
パブリックコメントとは、市が、重要な施策（計画や条例）などを決める際に、事前にその案を公表し、市民の皆さんから広く意見を求める制度です。現在は、「上越市パブリックコメント実施要綱」に基づき制度を運用していますが、条例に基づく制度とするための検討を進めています。

ポイント

政策形成過程への市民参画の事例 ～上越市自治基本条例ができるまで～



大切なことを決めるときにわたしたちの声を届ける仕組みだよ



(審議会等)

- 第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手續について透明性を確保するよう努めなければならない。
- 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨のっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。
 - 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。
 - 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。

(パブリックコメント)

- 第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手續をとらなければならない。
- 市長等は、前項の手續により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。
 - 第1項の手續及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。

●市民が納得できる行政サービスの提供

◆苦情処理等（第23条）

- 市民からの苦情等に対する応答責任と、オンブズパーソンの設置について明らかにしています。

① オンブズパーソンとは、市民の皆さんの権利や利益を擁護し、市政を監視する制度です。具体的な事項は、「上越市オンブズパーソン条例」で定めています。

◆行政手続（第24条）

- 市長等が行う行政手続の公正を確保し、市民の権利・利益を保護するための基本的な事項について明らかにしています。

① 行政手続とは、市長等が行う営業許可などの許認可処分などの公権力の行使に当たる行為、行政指導や届出に必要となる手続を意味します。これらについての標準的な処理期間や審査基準など具体的な事項は、「上越市行政手続条例」で定めています。

◆評価（第25条）

- 市の事業等の評価を行い、効果的で効率的な市政運営に努め、その結果を市民に公表することを明らかにしています。

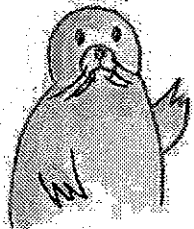
① 「行政評価」とは、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政活動を一定の基準・視点に従って評価し、その結果を改善に結び付ける手法です。現在、本市では、事務事業の成果や最上位計画である総合計画への貢献度合いなどを評価し、その結果を市のホームページ等で公表しています。

◆外部監査（第26条）

- 適切な行政サービスが提供されているか、公金が適正に使われているかを外部の専門家の視点で確認する外部監査制度について明らかにしています。

① 本市では、既に「上越市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例」を定めており、「個別外部監査」が行えるようになっています。

みんなが納得できる行政サービスを提供してほしいね



ポイント

オンブズパーソン制度

市の仕事と、その仕事にかかわる職員の仕事に関して、不当や不適切などを感じたこと（苦情）について、オンブズパーソン（市議会の同意を得た2人の民間の方）が、公正な立場に立って関係する市の機関等を調査します。ただし、対象となる苦情の内容は、本人に直接利害関係があり、原則としてその事実のあった日から1年以内のものです。

（苦情処理等）

第23条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。

2 市長等は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。

（行政手続）

第24条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。

2 行政手続法（平成5年法律第88号）等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。

（評価）

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。

2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法をとり入れるよう努めなければならない。

（外部監査）

第26条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。

2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。

●法令とのかかわり

◆政策法務 (第27条)

- 自主自立の市政運営の確立に向け、政策法務に積極的に取り組むことを明らかにしています。

① 政策法務とは、市議会と市長等が自らの権限を十分に活用しながら、条例や規則などの制定、法令の解釈や運用に努めることを意味します。

◆法令遵守 (第28条)

- 市民に信頼される市政運営を行う上で不可欠な市議会や市長等の法令遵守義務について明らかにしています。

◆公益通報 (第29条)

- 汚職や不祥事等の法令違反行為を知った市の職員などが公益のために通報できるように、通報者を不利益な取扱いから保護するための体制整備について明らかにしています。

法令をキチンと守ることも、
みんなのために
活用することも大切だよ



●安全・安心な市民生活の確保

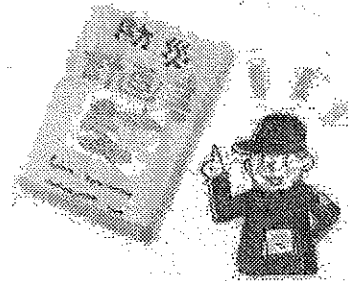
◆危機管理 (第30条)

- 安全で安心な市民生活を確保するための市長等の責務と、災害等の発生時の市長等と市民の役割を明らかにしています。

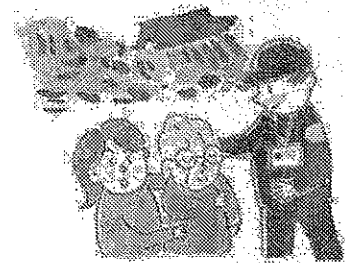
① 危機管理についての具体的な対応・対処については、「土曜市地域防災計画」や「土曜市国民保護計画」などに基づいて行っています。

危機管理は…

日ごろからの備えが大切



もしものときは協力が大切



(政策法務)

第27条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。

(法令遵守)

第28条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。

(公益通報)

第29条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

(危機管理)

第30条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。

用語の解説

【法令】

国会が制定する「法律」と、国の行政機関が制定する「命令」、地方公共団体が制定する「条例・規則等」とを合わせたものを意味します。

第6章：都市内分権

◆都市内分権（第31条）

- 市民にとって身近な地域の課題を、市民自らが考え、より身近なところで課題解決に向けた地域の意見を決定し、市政運営に反映していく仕組みである「都市内分権」を推進することを明らかにしています。

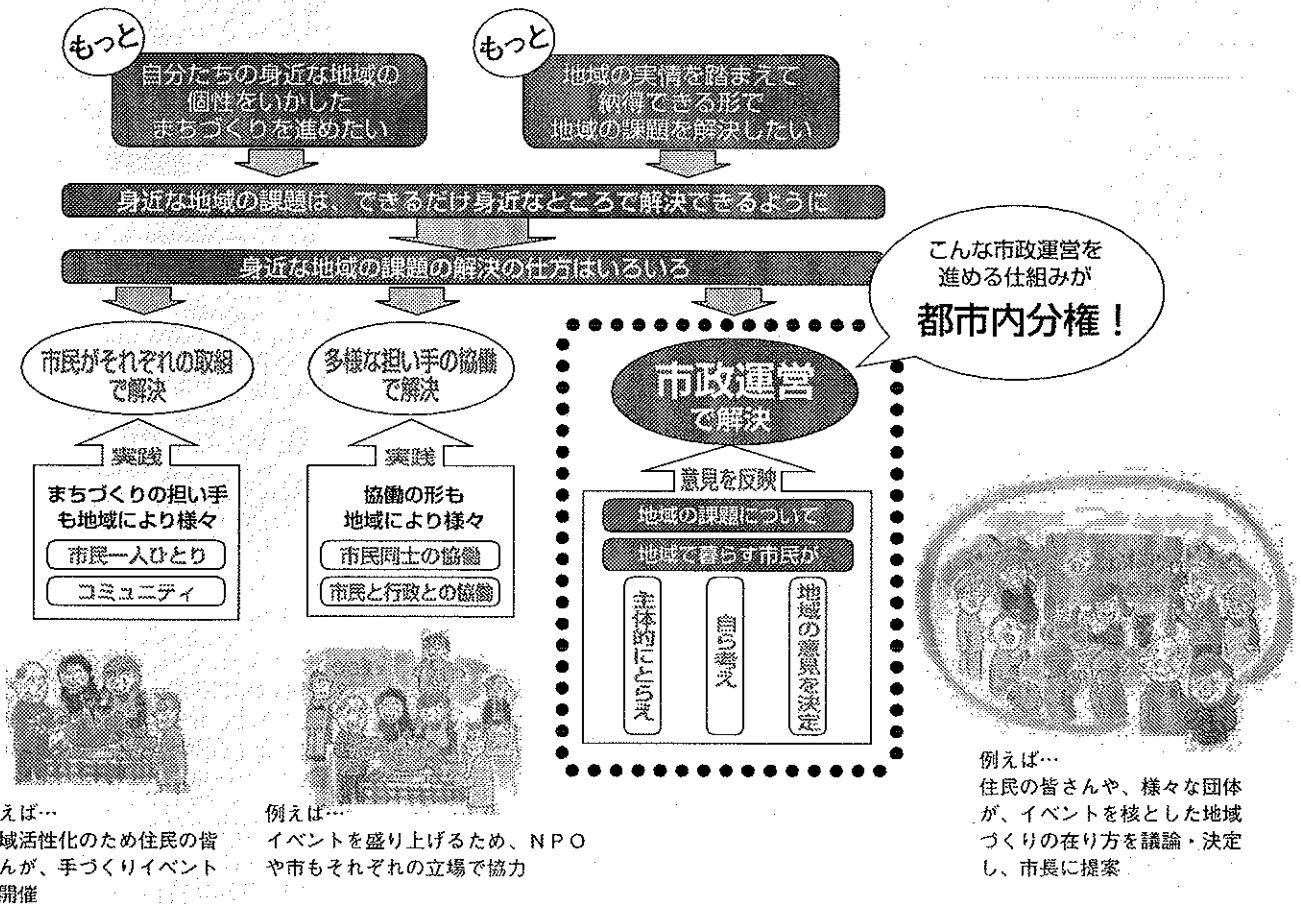
都市内分権は、「住民に身近な地域の課題は、できるだけ住民に近いところで解決されるべき」という地方分権の考え方を都市の内部に当てはめたものです。ここでの「都市」とは、いわゆる「市街地」を意味するものではなく、上越市全体を意味しています。

上越市全体の自治もあれば、身近な地域での自治もあるよ

上越市では、身近な地域での自治の充実にも取り組んでいるんだよ



身近な地域での自治を進める仕組み…「都市内分権」



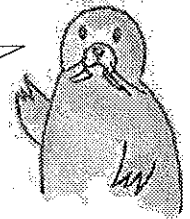
〔都市内分権〕

第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。

◆地域自治区 (第32条)

・都市内分権を推進するための仕組みである地域自治区制度について明らかにしています。ここでは、市町村合併にあわせて採用しているこの制度について、地域協議会の設置や、その委員の選び方などについて定めています。

地域自治区制度は、身近な地域での自治を一層推進するための要となる制度だよ



ポイント

地域自治区とは…

市民の皆さんが共通の課題を身近に感じ、解決するために一緒に取り組むことができる身近な地域を単位とした区域です。平成17年1月の市町村合併の際に、旧町村単位に13の地域自治区を設置しました。合併前の上越市の区域については、今後検討を加え、速やかな設置を目指しています。

地域協議会とは…

地域自治区の住民の代表者が地域の課題や市長からの諮問等について話し合う場です。ここでまとめられた意見は市長に答申され可能な限り市政運営に反映されることとなります。

地域協議会の委員は…

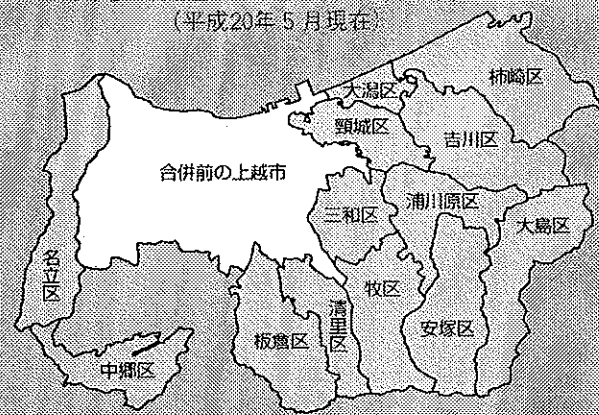
地域協議会の委員は、区域に住所のある人の中から市長が選任します。その方法は、はじめに公募を行い、その結果、応募者数が定員を超えた場合は、区の住民の皆さんによる選任投票を行い、市長は、その結果を尊重して委員を選任する「公募公選制」を採っています。

地域自治区の事務所とは…

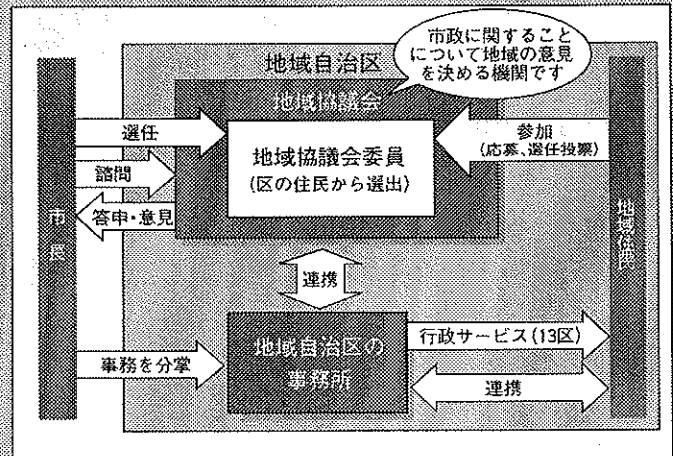
地域自治区には、区域内の市政運営に関する事務を行う事務所を設置します。それぞれの事務所が行う具体的な事務の内容は、市長や教育委員会が規則で定めます。

市内に設置されている地域自治区

(平成20年5月現在)



地域自治区制度の基本的な仕組み



(地域自治区)

- 第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。
- 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。
 - 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。

- 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。

第7章：市民参画、協働等

◆市民参画（第33条）

- ・市政運営への市民参画を推進するための市議会及び市長等の責務を明らかにしています。

❗ この条例では、市民参画について以下の条文でも定めています。

- ・市民参画の定義 ⇒ 第2条
- ・自治の基本原則としての「市民参画の原則」 ⇒ 第4条
- ・市民の「市民参画をする権利」 ⇒ 第5条

◆協働（第34条）

- ・市民と市議会・市長等がお互いをパートナーとして認め合い、協働による公共的課題の解決を推進していくための責務などを明らかにします。

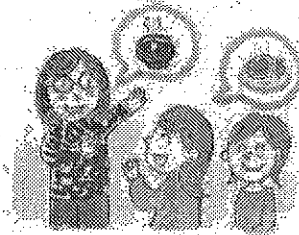
❗ この条例では、協働について以下の条文でも定めています。

- ・協働の定義 ⇒ 第2条
- ・自治の基本原則としての「協働の原則」 ⇒ 第4条
- ・市民の「協働をする権利」 ⇒ 第5条

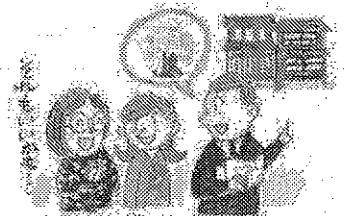
市政参画の機会あれこれ



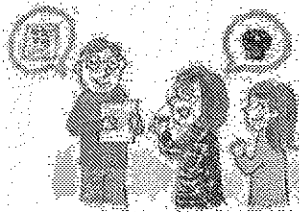
協働の流れの一例



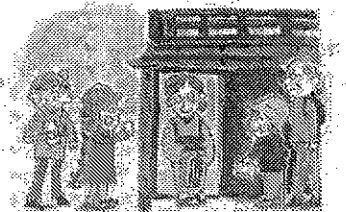
市民団体Aが自分たちの得意なことをいかして、まちを活性化するイベントを企画



毎年のお花見を盛り上げ、まちを活性化するためのアイデアを探していた市との連携を企画



市民団体Aは、趣旨に賛同した市民団体Bとも協力し、楽しいイベントマップも作成



いつもよりにぎやかで魅力あふれるお花見になり、まちも活性化

（市民参画）

- 第33条 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。
- 2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。
 - 3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。

（協働）

- 第34条 市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。
- 2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

◆コミュニティ (第35条)

- ・市民が自治を進める上での基礎単位となるコミュニティを定義し、市民・市議会・市長等とのかかわりについて明らかにしています。

◆人材育成 (第36条)

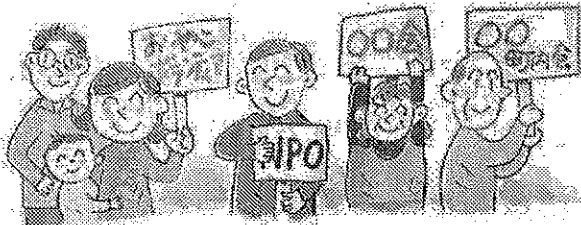
- ・自治やコミュニティ活動の発展を支える人材育成に関する市長の責務について明らかにしています。

◆多文化共生 (第37条)

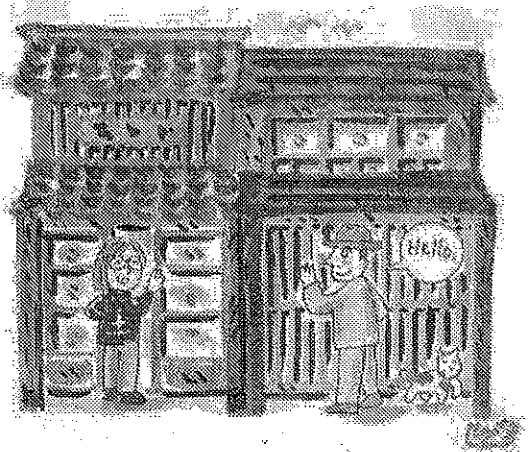
- ・地域社会において、国籍や民族などの違いを超えて、あらゆる人が互いに理解し、尊重し合いながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」に関する取組について明らかにしています。

コミュニティ

多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体



多文化共生



ポイント

体系的な人材育成の一例

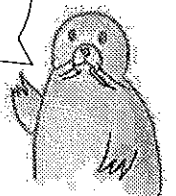
～まちづくり市民大学～

市では、平成9年度から、市民の皆さんからまちづくりに対する理解と知識を高めていただくため、まちづくり市民大学を設置しています。

【近年の開催状況】

年度	テーマ	開催回	参加人数
平成16年度	元気	8回	75人
平成17年度	地域を学ぶ	10回	84人
平成18年度	安全・安心	10回	101人
平成19年度	地域の自治とまちづくり	9回	96人

自治・まちづくりにはいろんな人達や団体のかかわりが必要だね



(コミュニティ)

第35条 市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。

2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。

(人材育成)

第36条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。

(多文化共生)

第37条 市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。

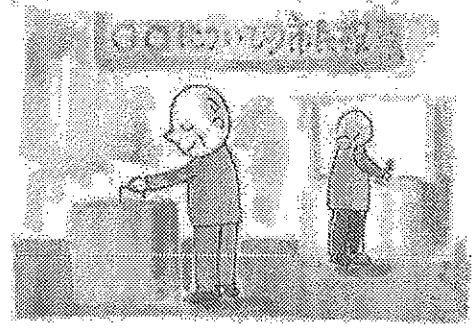
2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。

第8章：市民投票

◆市民投票（第38条）

- ・市政運営に係る重要事項について、市民の意思確認を行うための市民投票制度について明らかにしています。

① 市民投票の実施について必要な事項のうち、この条例に定めのない市民投票の対象条件、請求・投票資格要件、投票方法などについては、現在検討を行っており、その結果を受けて市民投票に関する条例を制定する予定です。

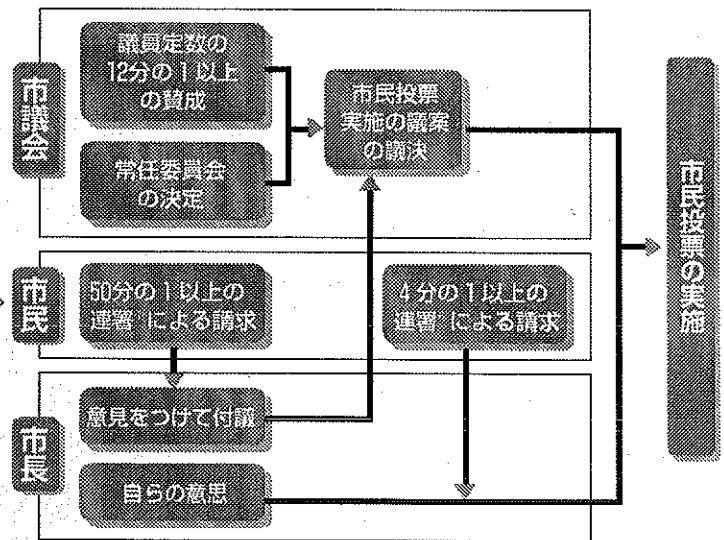


市民投票の実施請求の流れ

市民・市議会・市長の三者の誰もが発議できるんだね

18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有する人

18歳以上の人から参加できるんだね



※連署とは署名のことです

（市民投票）

第38条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。

- 2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。
- 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。

- 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。
- 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。

第9章：国、県及び他の自治体等との関係

◆国、県等との関係（第39条）

- 適切な役割分担の下、対等な関係を確立することを明らかにしています。

◆他の自治体等との連携（第40条）

- 広域的な課題の解決に向け、連携や協力を努めることを明らかにしています。

◆海外の自治体等との連携及び国際交流の推進（第41条）

- 非核平和の実現や地球規模の諸課題の解決に貢献するため、連携や交流等に努めることを明らかにしています。

第10章：最高規範性

◆最高規範性（第42条）

- この条例を本市における自治の最高規範と位置付け、この条例を遵守し、法令の解釈や運用に当たり、この条例を尊重することを明らかにしています。

第11章：見直し等

◆見直し（第43条）

- 本市における自治の最高規範にふさわしい発展性を確保するため、市長は、市民参画の下で見直しを行うことを明らかにしています。

① この条例でいう「見直し」とは、社会経済情勢の変化に照らしてこの条例の内容を点検することであり、改正を前提として行うものではありません。

◆改正手続（第44条）

- 市長が改正を発議するに当たって、最高規範にふさわしい慎重性を確保するため、あらかじめ広く市民の意見を聴かなければならないことを明らかにしています。

大切な条例だから、見直しや改正をするときは、キチンと意見を聴くようにしているんだね

この条例は、上越市の自治の一番基本になるんだね



（国、県等との関係）

第39条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。

（他の自治体等との連携）

第40条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。

（海外の自治体等との連携及び国際交流の推進）

第41条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。

（最高規範性）

第42条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守しなければならない。

2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

（見直し）

第43条 市長は、5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない。

2 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。

3 市長は、前2項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。

（改正手続）

第44条 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合（地方自治法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。）は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

一条例の策定経過

●「みんなで創る自治基本条例市民会議」による素案づくり

市では、市民の皆さんの手により、この条例の素案づくりを行うため、平成17年1月、公募の市民等で構成する「みんなで創る自治基本条例市民会議」を設置しました。

市民会議では、約2年10か月の間、68回に及ぶ会議を開催するとともに、2回の市民フォーラム等を行いながら検討を重ね、平成19年11月には、その成果である提言書を市長に提出しました。

また、その過程では、市議会自治基本問題調査特別委員会で、この条例についての議論が行われ、市民会議に対して助言や提言が行われました。

●より多くの市民の皆さんからのご意見を踏まえた条例づくり

市では、市民会議からの提言書を基に条例案の取りまとめを行い、平成19年12月から平成20年1月にかけて、条例案についてのパブリックコメントを行うとともに、併せて市内16会場で「ご意見を伺う会」を開催し、市民の皆さんから直接意見をお聴きするなど、多様な意見を反映したものとなるよう努めてきました。

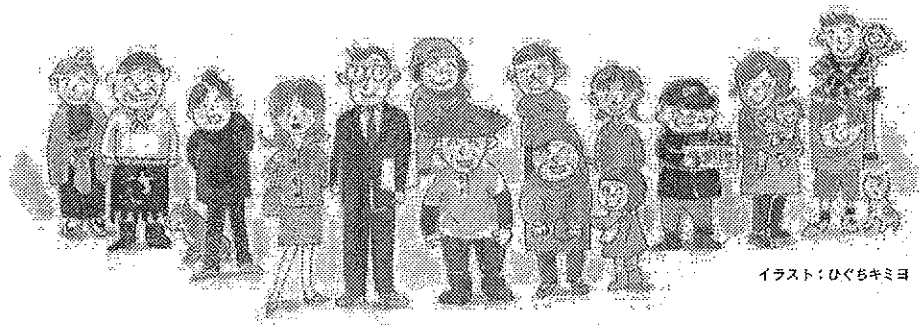
そして、それらの意見を踏まえた条例案が平成20年3月の市議会定例会での審議を経て可決されました。



この条例は、
市民・市議会・
市長の協働で
つくられたん
だね

●自治基本条例について詳しく知りたい方は…

市のホームページでは、この条例を詳しく説明した逐条解説書を掲載しています。また、市担当者が、この条例に関心をお持ちの皆さん（町内会、団体、グループなど）のところに伺い、説明をします。ご希望の際は、担当までお気軽にお声がけください。



平成20年5月発行

上越市 企画・地域振興部 自治・地域振興課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 (025) 526-5111 (内線1584)

FAX (025) 526-8363

E-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.joetsu.niigata.jp>